



春日井市民病院
Kasugai Municipal Hospital

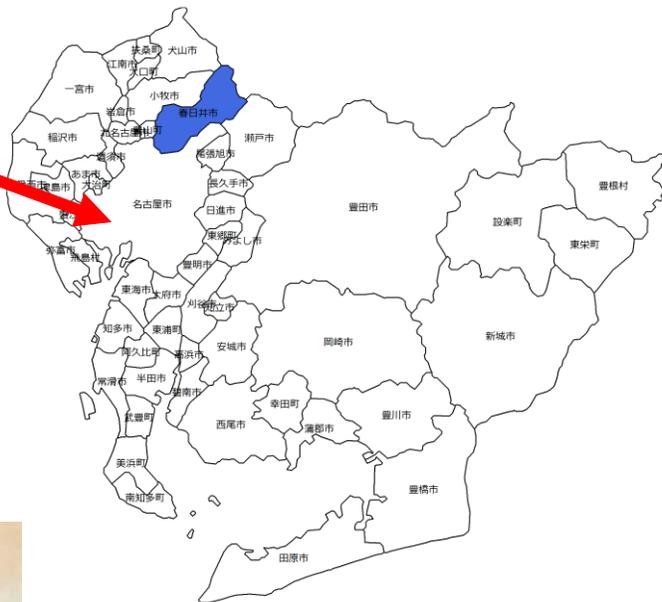
見えてきた働き方改革の課題

～当院の取り組みと現実とのへだたり～

春日井市民病院
成瀬友彦

愛知県春日井市

名古屋市



総人口307,718人

“書のまち”春日井



生産日本一を誇る
サボテン



「三蹟」と称される
小野道風生誕の地

春日井市民病院

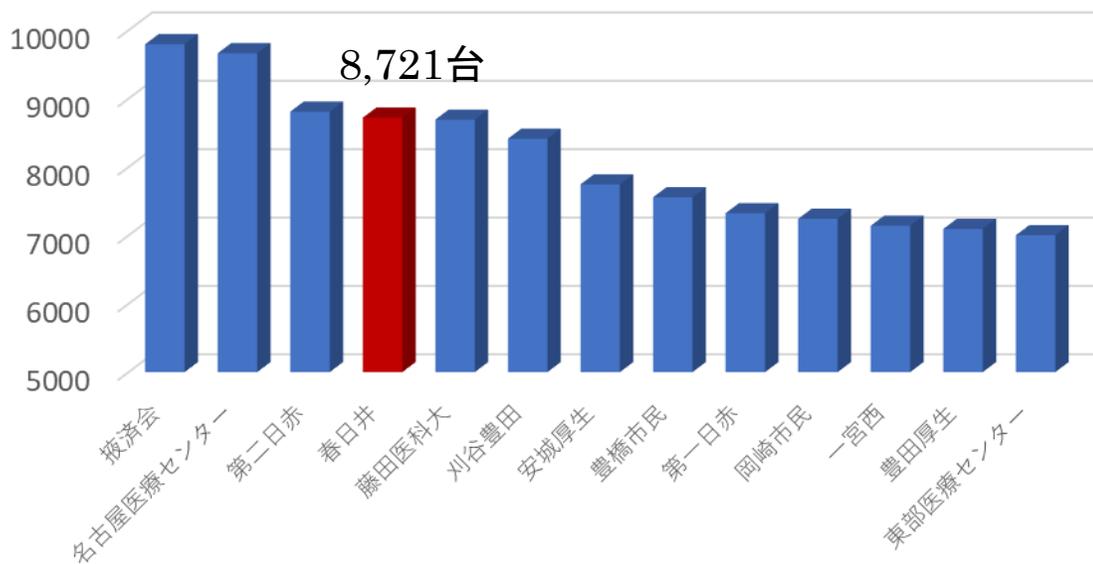


- 診療科 28科
- 病床数 一般病棟 552床
- 地域支援病院
- 感染症指定病院
- 三次救急指定病院 他

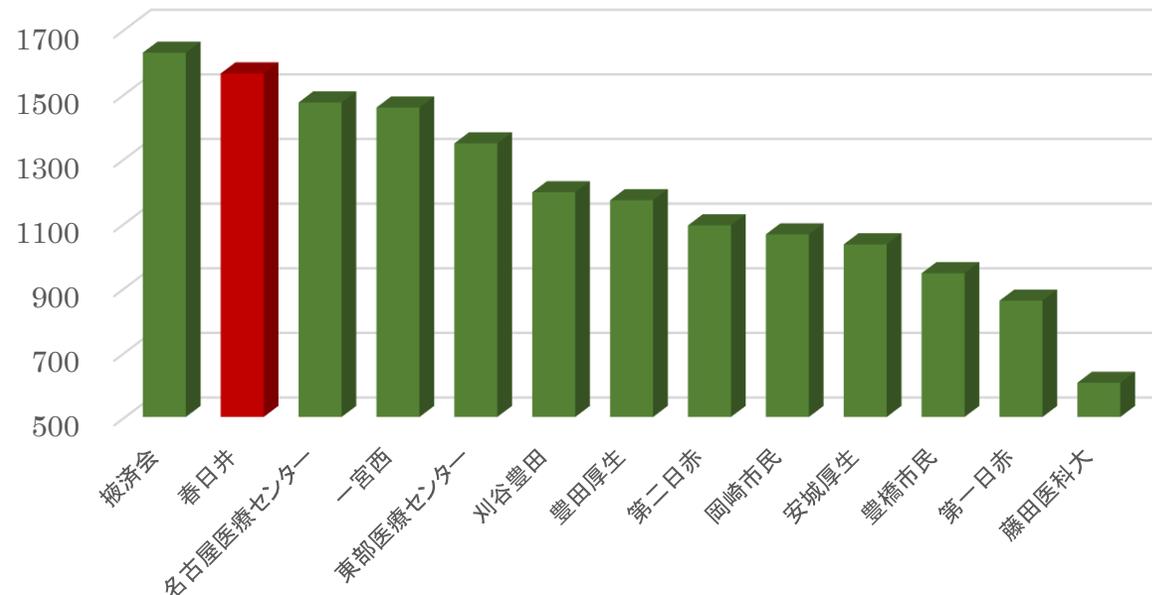


“断らない救急”をモットーに ～令和2年救急車応需率97.1%～

令和2年度救急車搬送数（7,000台以上/年）



救急車/病床数



初期研修医:3名
病棟当直:1名
産婦人科当直:1名

内科系外来当直:1名
循環器科当直:1名
小児科当直:1名

外科系外来当直:1名
ICU当直:1名

救急車担当直:1名
脳卒中センター当直:1名

の計12名が当直

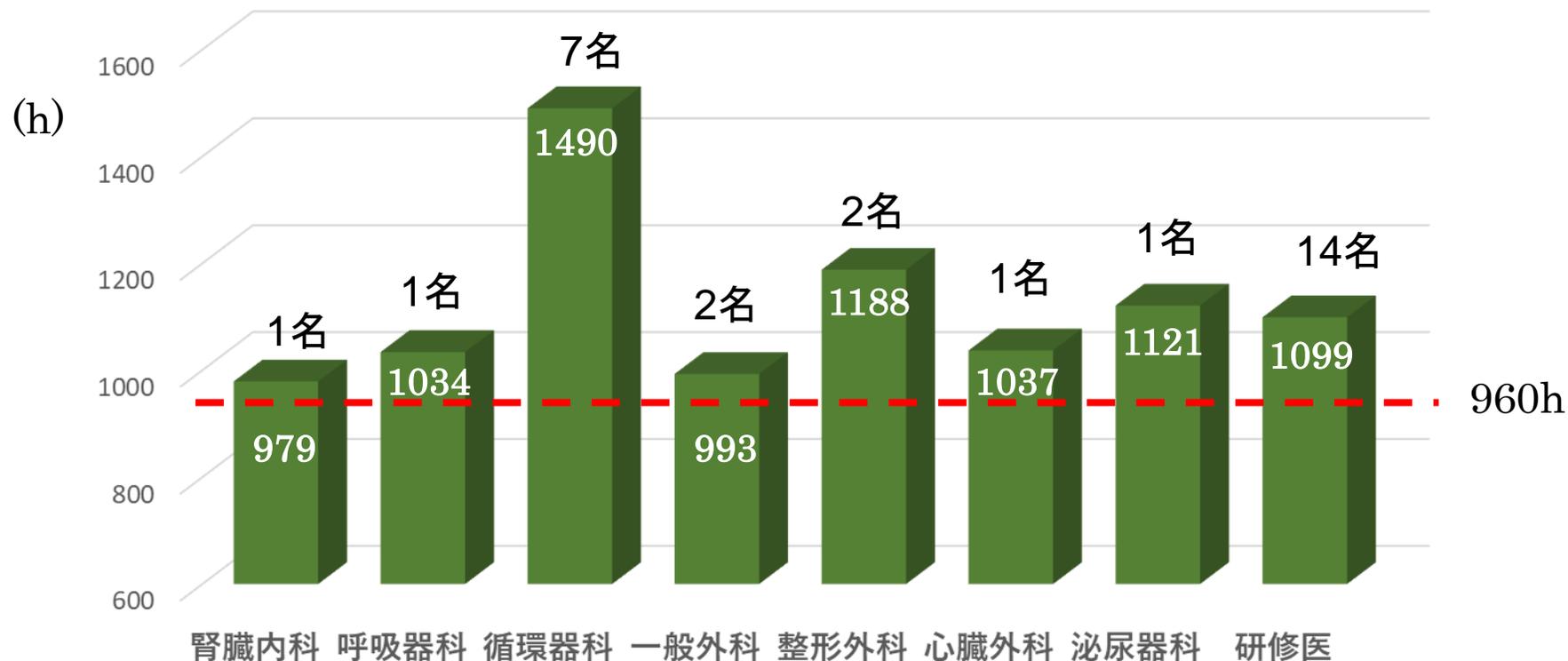


待機も含め、時間外勤務が月80時間を超える医師が少なくない。

当院の時間外勤務の現状

- ✓ 常勤医師数:148名。令和4年度の実績調査
- ✓ 当直をすべて15時間の時間外勤務とし、通常的时间外に加算して算出
- ✓ 148名中29名が年間換算で960時間越え

各科の時間外勤務最長者



*コロナ禍での調査にて通常より少なめに計算されている可能性あり



春日井市民病院
Kasugai Municipal Hospital

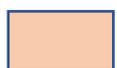
令和4年度からの取り組み



・・・“当直”を認められる科は産婦人科など一部の科を除いてはなさそう

- 当直業務を時間外勤務＋夜勤業務。翌日は全休。
- 全休中のやむをえない勤務は時間外労働として申請

これまでの当直

 時間外勤務  夜間勤務

17:30

08:30



R.5.4~



翌日平日

0:30



翌日は全休

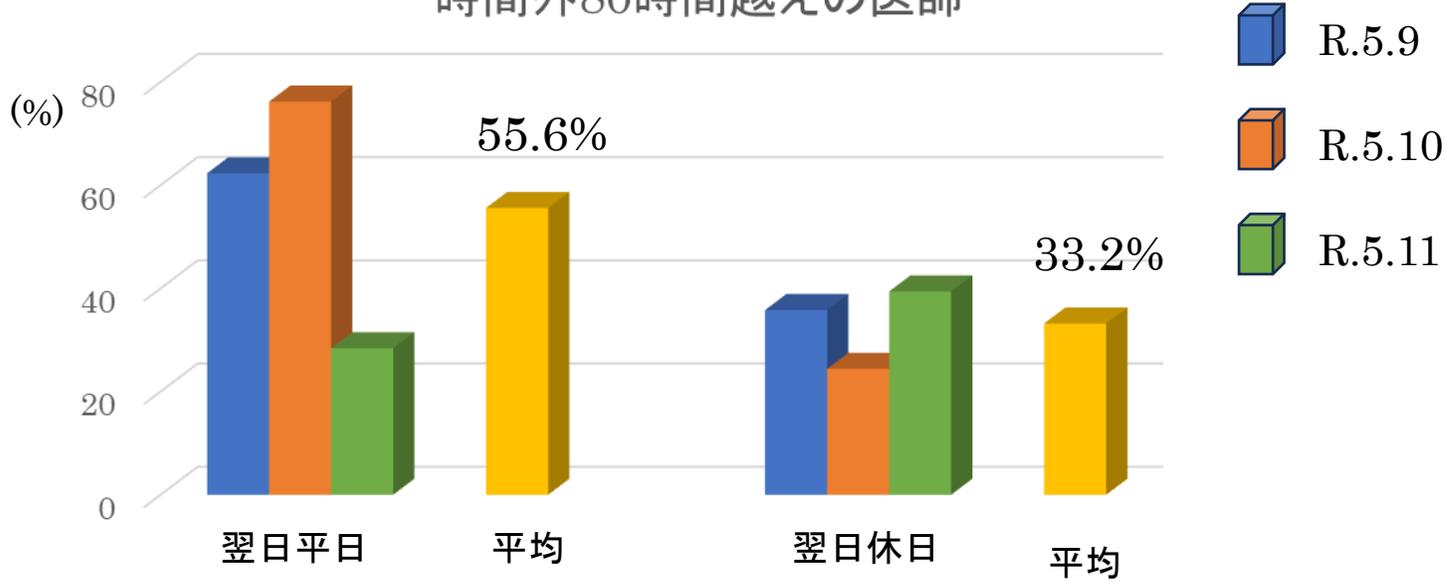
翌日休日



指定した日
に代休

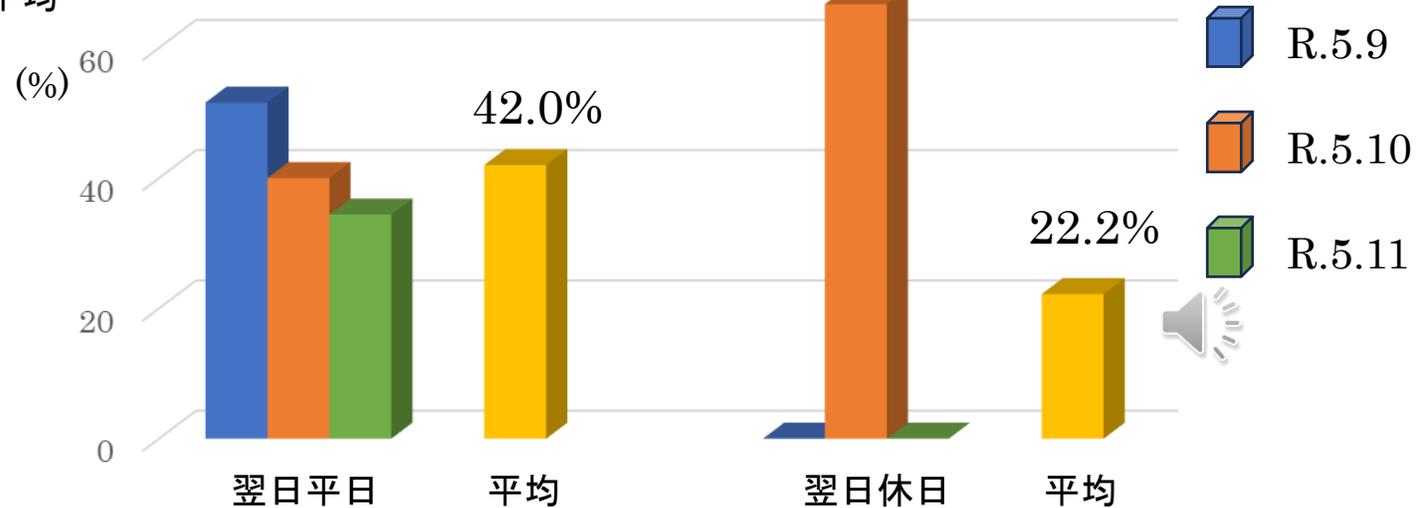
当直代休の取得状況(R.5.9月～11月)

時間外80時間越えの医師



$$\text{取得率(\%)} = \frac{\text{代休取得した時間数}}{\text{代休取得できる時間数}}$$

3人以下の少人数科の医師



- ✓ 翌日が休日の場合、代休取得率が低い
- ✓ 少人数科ではその傾向が顕著

金曜日、土曜日当直の代休取得率アップが時間外勤務時間減少の鍵

勤務間インターバルと代償休息のルール

～A水準医師は努力義務、B,C水準医師は原則実施必要～

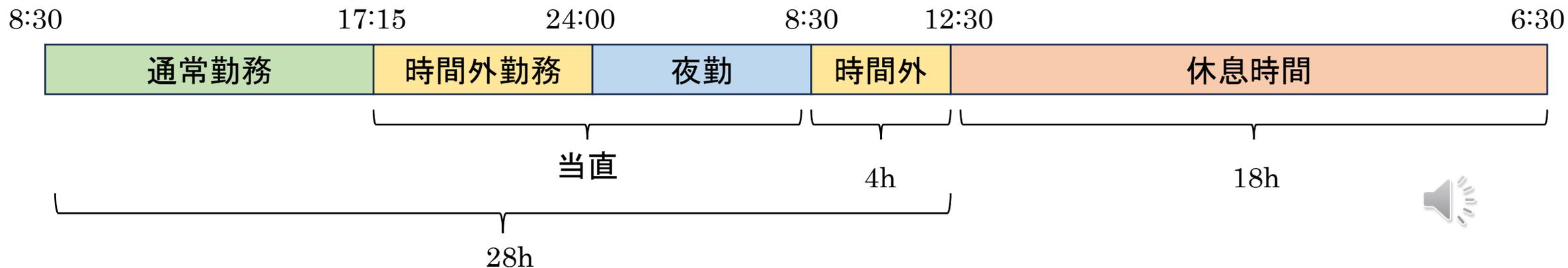
通常勤務

* 24時間以内に連続9時間の休息が必要なので、連続勤務は最大15時間まで



当直勤務

* 46時間以内に連続18時間の休息が必要なので、連続勤務は最大28時間まで



* 直明け4時間を超えて時間外勤務をした場合は、翌月までに代償休息を取得させる

シフト制勤務の導入

通常勤務

8:30

17:15



整形外科

8:00

8:30

17:15



8:00

16:45



シフト制勤務の導入

通常勤務

8:30

17:15



子供さんの送り迎え

9:00

17:15

17:45



ラッシュ時間の回避

7:30

8:30

16:15



習い事や趣味の時間に使う医師も・・・

変形労働時間制の導入

麻酔科(一例)

月曜日～木曜日: 当院で勤務(週4日で5日分の時間を勤務)

8:00

17:15

18:45



金曜日: 他院で勤務

8:30

17:15



時間外労働時間としてカウント

部分休業制度

8:30

17:15

19:15



部分休業制度

部分休業と育児短時間勤務の違い

部分休業

➤ 小学校就学前の子供を養育する職員が対象

- 30分を単位とし、1日について2時間まで職務免除可能
- 給料と地域手当は休業を取得した時間分減額
- 期末手当は減額されない
- 承認された休業時間を30分単位で取り消し可能

* 麻酔科医はこちらを採用

育児短時間勤務

➤ 小学校就学前の子供を養育する職員が対象

- 様々なパターンで勤務時間を組むことが可能
- 期末勤勉手当は勤務時間に応じ減額
- 承認された育児短時間勤務の一部を取り消すことは不能



兼業に関するルールの明確化

- ✓ 地域の医療機関から医師派遣要請の増加が予想される
- ✓ 時間外勤務減少により予想される収入減への対応

- 医業に限定すること
- 1か月の時間外勤務が80時間を超えないこと
- 初期研修医ではないこと
- 所属長の許可を得て申請が行われていること

* 勤務時間内に兼業を行う場合は、年休などの申請が必要

* 勤務先からの支払いは当院ではなく、個人口座へ。

➡ 当院へ振り込み、それを給与に上乗せすると“派遣業”と解釈されかねない



自己研鑽と時間外勤務の定義

時間外勤務

カルテ記載、サマリー作成、書類記入、参加必須の会議、委員会、多職種カンファレンスなど

* 赤字は今年度より時間外勤務とした項目

自己研鑽

学会準備、自主的手術見学、各科のカンファレンス(内容により時間外勤務に)

～学会出張の扱い～

自己研鑽とした場合 ➡ 出張費が支給できない

時間外勤務とした場合 ➡ 大きな学会ではかなり長時間の時間外勤務となる



自己研鑽として扱うことに決定。出張費は手当として支給
勤務時間内(平日)の学会出張は職務免除で対応





春日井市民病院
Kasugai Municipal Hospital

医師の業務負担の軽減



✓ 救急業務引き継ぎが不明瞭で、**担当時間が過ぎても業務が終わらない**

- 勤務交代時に内科外科当直と研修医が集合
担当患者を全面的に引き継ぎ、診療延長をしないように変更

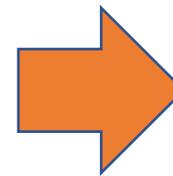


✓ 常勤麻酔医不足のため時間外全身麻酔は各科管理となっており、**術者以外に麻酔担当の医師が必要。**

- 平日夜間と休日の麻酔科待機を代務医師と契約。各科麻酔手術ゼロを目指している



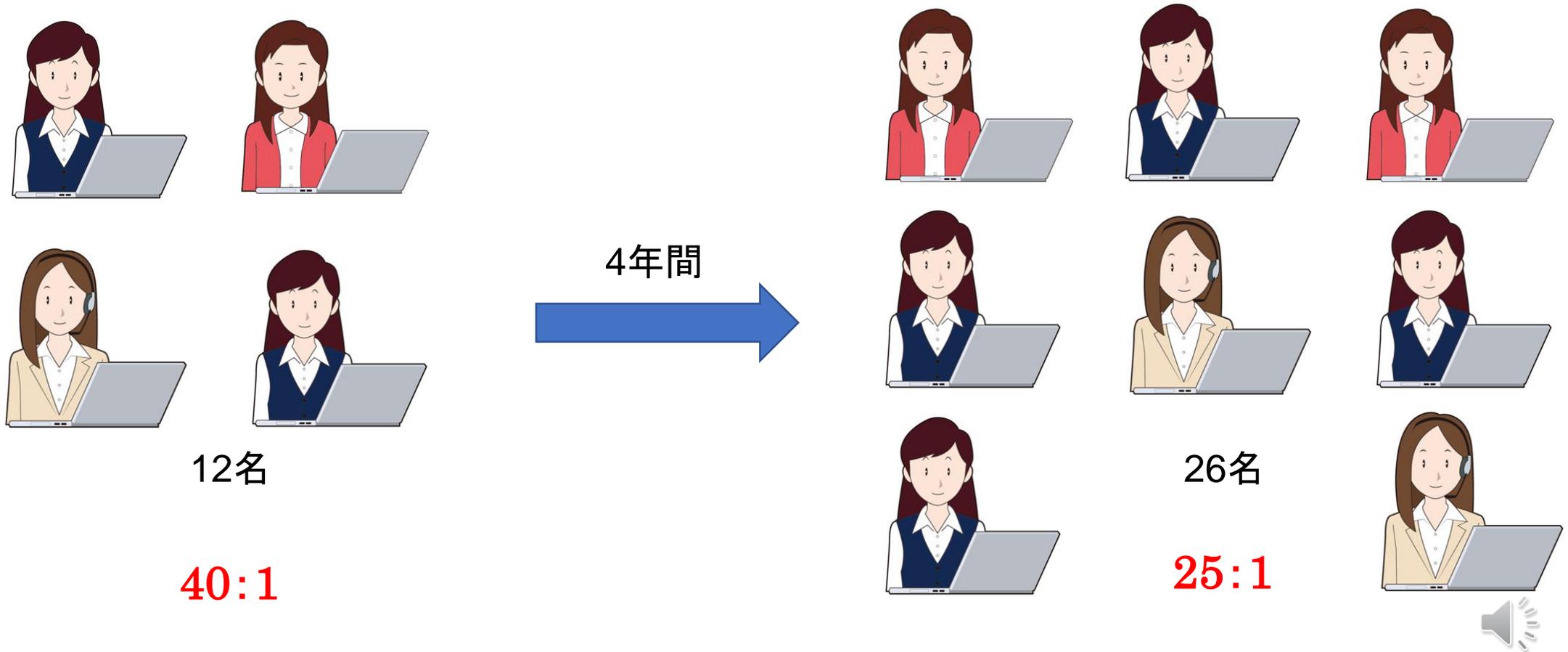
麻酔担当として
外科医が勤務



代務麻酔医



書類、サマリー、紹介状作成を行う医師事務の増員



* 年間130万円程度の黒字

✓ 現在、20:1体制を目指して医師事務を募集中

✓ 血管内検査、治療の助手を技師に移行

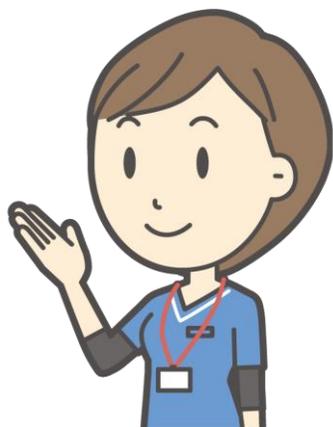
- ✓ 現在コメディカル(放射線技師、CE)が介助に入っている治療

心臓カテーテル
脳血管造影
血管内治療
内視鏡治療
腹腔鏡手術 など

少人数の科で大きな恩恵



✓ 各種特定行為研修終了看護師の養成



現在

褥瘡担当看護師 1名
緩和担当看護師 1名
クリティカルケア 2名
が在籍。

* 診療看護師(Nurse Practitioner: NP)の採用なども検討中

～NP採用上の課題～

- 待遇の問題 公立病院は給与表に基づき給与が決定。変更には条例改定を伴う
- 所属の問題 看護部所属？医務局所属？院長直轄？



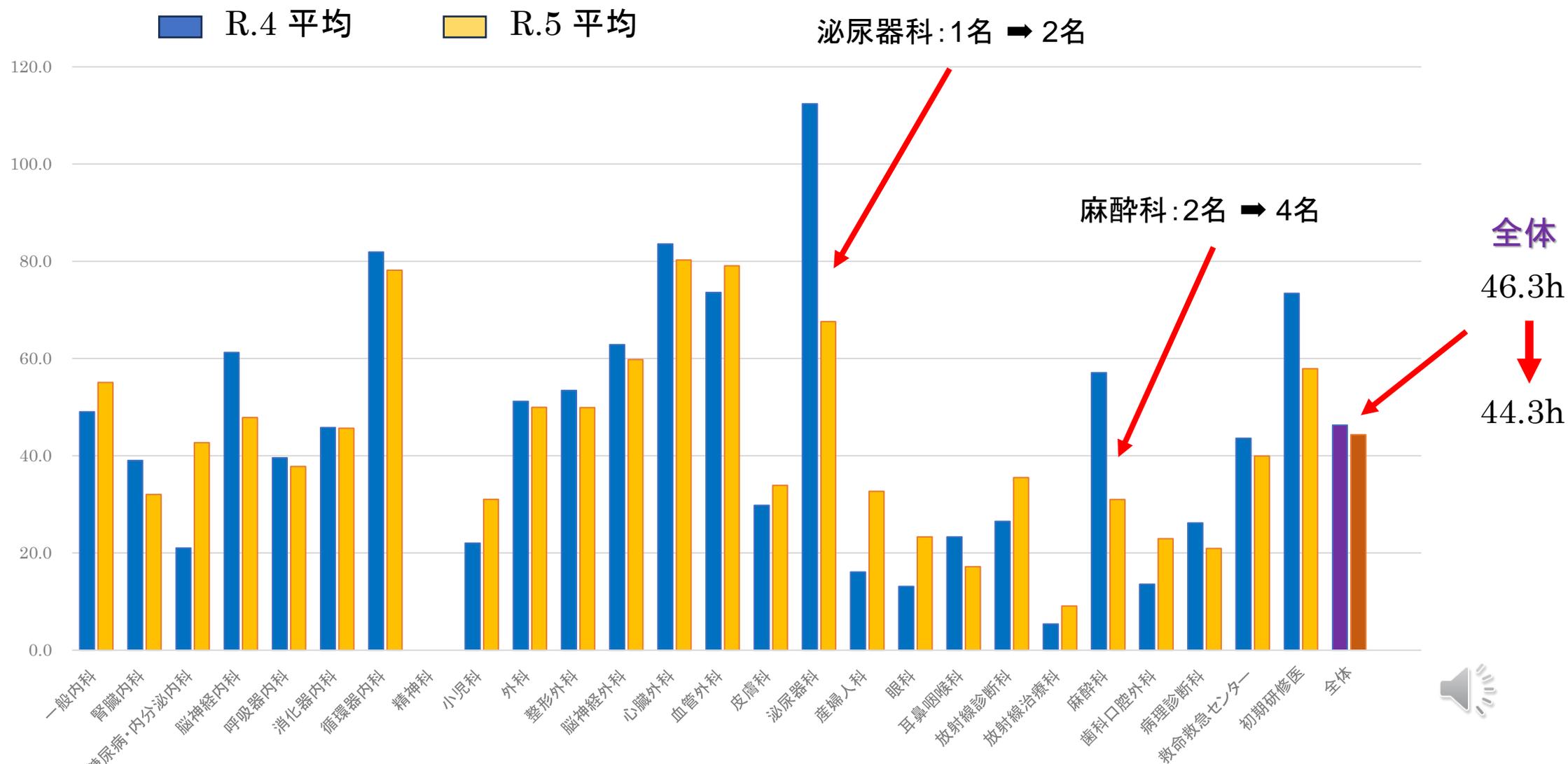


春日井市民病院
Kasugai Municipal Hospital

様々な改革後の時間外勤務などの変化



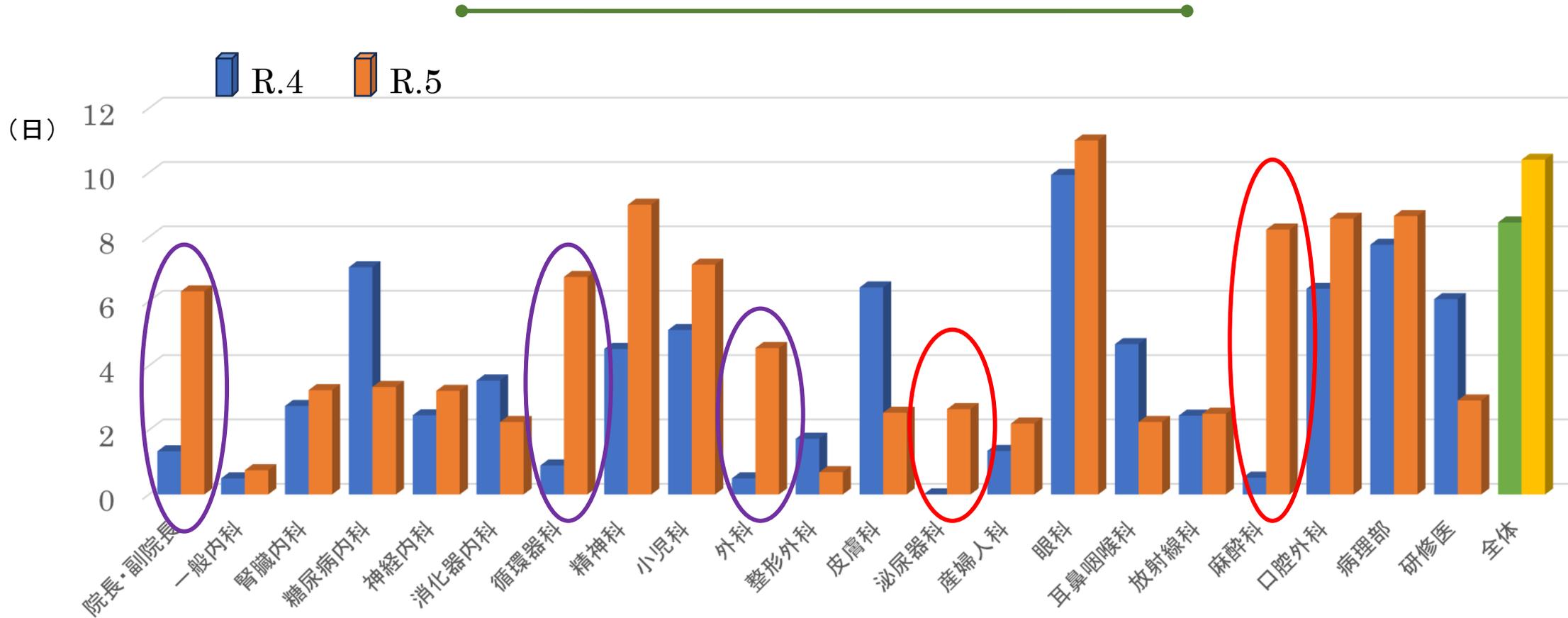
制度施行後の時間外の推移



時間外勤務の減少には人員の確保が重要



年休取得日数



- ✓ 21部門中、14部門で年休取得日数が増加
- ✓ 令和5年度になり人員の増えた泌尿器科、麻酔科では年休消化率が上昇
- ✓ また呼びかけにより、年休を積極的に消化しようという意識変化が現れた



働き方改革における今後の課題

- ✓ 現在当直業務を大学などに
脳外科当直:12コマ/月、産婦人科当直:20コマ/月、神経内科当直:10コマ/月
お願いしている。
 - 大学での働き方改革が進められた際に、この派遣が継続されるのか？
- ✓ 一人当たりの労働時間が減るため、必要な医師数は増加する。
 - 医師は大学からの派遣に依存している。医師獲得競争に勝てるのか？
- ✓ 入院治療がシフト制に移行した際、責任の所在が不明瞭となる可能性
 - 主治医制からチーム制になり医療の質が低下するのでは？



ご清聴感謝申し上げます

春日井市民病院

